

国立研究開発法人科学技術振興機構貸借（ファイナンスリース）契約標準契約条項

（適用対象：契約締結日が令和3年1月1日以降の契約）

この標準契約条項は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「甲」という。）と契約相手方（以下「乙」という。三者契約の場合は、以下「乙」、「丙」という。）の貸借（ファイナンスリース）契約（以下「本契約」という。）に適用する。但し、甲及び乙（三者契約の場合は、甲、乙及び丙）が別途協議したうえで締結する契約については、当該契約条項を採用するものとする。

注）三者契約とは、乙をサプライヤー（機器納入業者）、丙をリース会社とする三者間の契約である。その場合、以下のとおり置き換え又は追加するものとする。

- ・ <三者> は、当該条文をこれに置き換える。
- ・ (及び丙) と (又は丙) は、それぞれ追加する。
- ・ (丙) は、乙と置き換える。

（契約の目的）

第1条 乙は、本契約条項並びに仕様書及び仕様書に定める書類等（以下「仕様書等」という。）に従い、所要の機器等（以下「機器類」という。仕様書等によりソフトウェアが含まれる場合は、これを含む。）を甲に提供（以下「本貸貸」という。）し、甲は、その代金を支払うものとする。

2 乙は、甲に提供した機器類が正常かつ円滑に使用できるように、貸借期間中仕様書等に従って適切な保守を行うものとする。

<三者>

第1条 乙は、本契約条項並びに仕様書及び仕様書に定める書類等（以下「仕様書等」という。）に従い、所要の機器等（以下「機器類」という。仕様書等によりソフトウェアが含まれる場合は、これを含む。）を丙をして甲に提供（以下「本貸貸」という。）させるものとし、甲は丙にその代金を支払うものとする。もし丙が本貸貸を履行しない場合は、乙が責任を持って履行するものとする。

2 乙は、丙が甲に提供した機器類が正常かつ円滑に使用できるように、貸借期間中仕様書等に従って適切な保守を行うものとする。

注）保守を要しない場合は、第1条第2項を削除する。

（官公庁に対する手続）

第2条 乙（及び丙）は、本契約の履行にあたり、官公庁その他に対して必要な手続を自己の責任にて行うものとする。また、手続きに必要な経費は契約金額に含むものとする。

（知的財産権の利用）

第3条 乙（及び丙）は、本契約の履行にあたり、第三者の有する知的財産権の利用について、一切の責任を負うものとする。

(機器類の使用及び特別の保守等)

第4条 甲は、機器類を良好な環境に保つとともに、善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

2 甲が乙に対して特別に保守を要求した場合、又は甲の責に帰すべき事由により、機器類の修理若しくは調整（以下「修理等」という。）の必要が生じた場合、乙はこれに応じて修理等を行うものとし、甲はそれらに要した費用を本契約金額とは別に支払うものとする。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、本契約により知り得た相互の秘密を、相手方の事前の承認なく、第三者に漏らしてはならない。

<三者>

第5条 甲、乙及び丙は、本契約により知り得たそれぞれの秘密を、それぞれの事前の承認なく、第三者に漏らしてはならない。

(契約不適合責任)

第6条 乙（及び丙）は、賃貸借期間開始日以降、乙（及び丙）が提供した機器類について契約不適合（第1条に定める契約の目的を達成できないことをいう。以下同じ。）責任を負うものとし、甲は、契約不適合を知ってから1カ年以内にその旨を乙（及び丙）に通知しなければならない。

2 甲は、前項に規定する通知をした日から、相当の期限を定めて、乙（及び丙）に補修等を請求し、又は補修等に代えて、若しくは補修等とともに、当該契約不適合により生じた損害の賠償若しくは代金減額の請求又は契約の解除を行うことができるものとする。

3 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

<三者>

3 前項に規定する損害賠償の額は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(契約金額の変更)

第7条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる理由により、契約金額決定の前提となった諸条件に変動を生じた場合は、甲乙合意の上、契約金額その他これに関連する条件を変更することができる。

(1) 税法その他法令の制定又は改廃。

(2) 甲の依頼による仕様書その他契約条件の変更。

2 前項に規定する契約金額の変更は、甲乙合意の上、その都度契約金額の変更を行うことなく、これを取りまとめて行うことができる。

<三者>

第7条 甲、乙及び丙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる理由により、契約金額決定の前提となった諸条件に変動を生じた場合は、甲、乙及び丙が合意の上、契約金額その他これに関連する条件を変更することができる。

(1) 税法その他法令の制定又は改廃。

(2) 甲の依頼による仕様書その他契約条件の変更。

2 前項に規定する契約金額の変更は、甲、乙及び丙が合意の上、その都度契約金額の変更を行

うことなく、これを取りまとめて行うことができる。

(支払及び遅延利息)

- 第8条 乙(丙)は、毎月の賃貸借期間終了後に当該月分の代金を請求するものとし、甲は、乙(丙)の適法な支払請求書を受領した日から翌月末日までに、代金を乙(丙)に支払うものとする。
- 2 賃貸借期間が1カ月に満たない場合の請求金額は、月額代金を賃貸借期間に応じて日割計算した額とし、1円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
 - 3 乙(丙)は、甲が第1項に規定する期日内に代金を支払わない場合には、甲に対し期日満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払い金額に対して法定利率の割合による遅延利息を請求することができる。ただし、その支払遅延が天災地変その他やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は支払遅延の日数に算入しないものとする。

(消費税等の計算)

- 第9条 本契約に係る消費税等の計算において、円未満の端数が生じたときは、その端数は切捨てるものとする。
- 2 本契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって、消費税等額に変動が生じた場合は、甲はこの契約を変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

(動産総合保険の付保等)

- 第10条 乙(丙)は、賃貸借期間中機器類に動産総合保険を、乙(丙)の負担において付保するものとする。
- 2 甲は、前項に規定する保険契約において定める保険事故が生じたときは、ただちに乙(及び丙)に通知するものとする。
 - 3 甲は、保険事故により保険会社から乙(丙)に支払われた保険金の限度内において、乙(丙)に対する賠償金の支払い義務を免れるものとする。

(支払金額の相殺)

- 第11条 甲は、乙(丙)に対し本契約に基づく賠償金等の取立てその他の債権を有するときは、本契約又は他の契約に係わる甲の支払金額その他の債務と相殺することができる。

(賃貸借期間の開始日の延期及び遅滞金)

- 第12条 乙(丙)は、天災地変その他乙(丙)の責に帰し難い事由により、本契約に定める賃貸借期間の開始日に本賃貸を開始することができないときは、甲に対し、その理由及び本賃貸の開始が可能と見込まれる時期を詳記して、賃貸借期間の開始日の延期を請求することができる。この場合、甲はその請求を適当と認めたときは、これを承認するものとする。
- 2 前項に規定する場合のほか、乙(丙)が本契約に定める賃貸借期間の開始日の延期を願い出た場合において、甲が差し支えないと認める期日までに、本賃貸を開始する見込みがあるときは、甲は、賃貸借期間の開始日の延期を承認することができる。
 - 3 乙(丙)は、本契約に定める賃貸借期間の開始日に本賃貸を開始することができない場合には、賃貸借期間の開始日から起算して本賃貸を開始する前日まで、遅滞1日につき契約金額の

1000分の1に相当する金額を遅滞金として甲の指定する日までに支払うものとする。ただし、前二項に規定する延期の承認があった場合はこの限りではない。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次の各号の一に該当する場合、相当の期間を定めて乙(及び丙)に履行の催告をしたにもかかわらず是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙(又は丙)が正当な理由によらないで、本契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 乙(又は丙)が本契約に違反したとき。
- (3) 乙(又は丙)が甲の職務執行を妨げたとき。

2 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 乙(又は丙)が破産手続開始の決定を受け、その他これに類する手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 乙(又は丙)が差押を受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じたとき。
- (3) 天災地変その他甲及び乙の責に帰し難い事由により、本賃貸を開始又は継続する見込みがないとき。

<三者>

- (3) 天災地変その他甲、乙及び丙の責に帰し難い事由により、本賃貸を開始又は継続する見込みがないとき。
- (4) 本契約に関して乙(又は丙)に不正な行為があったとき。
- (5) 賃貸借期間を徒過することにより、契約の目的を達することができなくなったとき。
- (6) 甲の都合によるとき。

(乙(及び丙)の解除権)

第14条 甲がその責に帰すべき事由により本契約上の義務に違反した場合は、乙(及び丙)は相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(契約解除後の措置)

第15条 乙(及び丙)は、第13条第1項各号及び第2項第1号、第2号、第4号又は第5号の規定により本契約が解除された場合には、違約金として解除部分に相当する契約金額の1000分の10に相当する金額を甲の指定する日までに支払うものとする。ただし、甲は実際に生じた損害額が違約金の額を超える場合は、その超える金額について賠償の請求をすることができる。

2 甲は、甲が第13条第2項第6号の規定により本契約を解除する場合、又は乙(及び丙)が前条の規定により本契約を解除する場合、これによって乙(及び丙)に生じた損害(ただし、得べかりし利益の喪失を含まない。)を賠償するものとする。この場合の損害額は、賃貸借期間満了日までの契約金額の残額相当額を限度とする。

(機器類の移動、改造等)

第16条 甲は、機器類の設置場所の変更又は改造等を行うときは、乙（及び丙）に対し事前に承認を求めるとする。また、それに要する費用は甲の負担とする。

（機器類の返還）

第17条 本契約が終了又は契約解除等がされたときは、甲は速やかに機器類を乙（丙）に返還するものとする。

（通知義務）

第18条 甲は、機器類について盗難、滅失及び毀損等の事故が発生したとき又はその恐れがあるときは、遅滞なく乙（及び丙）に通知するものとする。

（代表者の変更等）

第19条 乙（及び丙）は、代表者の変更、事業譲渡、合併又はその他乙（及び丙）の業務上重要な事項について変更があったときは、変更内容を書面にて甲に遅滞なく届け出るものとする。

（第三者への委託の禁止）

第20条 乙（及び丙）は、甲の事前承認を得ずに本契約の履行の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙（及び丙）は、前項の規定により再委託しようとするときは、書面により申請しなければならないものとする。

3 乙（及び丙）が、前二項の規定に基づいて第三者に再委託した場合は、当該第三者の行為はすべて乙（及び丙）の行為とみなすものとする。

（債権債務の譲渡等）

第21条 乙（及び丙）は、甲の書面による事前の承認を得ないで、本契約によって生ずる債権、債務を第三者に譲渡若しくは承継させ、又は甲に提供した機器類に質権若しくは抵当権を設定してはならない。

（損害賠償及び紛争の解決）

第22条 乙（丙）は、甲が故意若しくは過失によって機器類に損害を与えた場合は、契約金額から支払済みの額を除いた金額を限度として、その賠償を甲に請求することができるものとする。ただし、第10条に規定する動産総合保険の保険金による補てんがあったときは、当該補てん額を賠償額から控除するものとする。

2 乙（及び丙）は、本契約の履行により甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、当該損害が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

3 乙（及び丙）は、提供した機器類の契約不適合により、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

4 本契約の履行にあたって第三者との間に紛争が生じたときは、甲乙協力してその解決にあたるものとする。

<三者>

4 本契約の履行にあたって第三者との間に紛争が生じたときは、甲、乙及び丙が協力してその

解決にあたるものとする。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第23条 乙(及び丙)は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙(又は丙)に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙(又は丙)に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙(又は丙)に対して課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙(又は丙)(乙(又は丙)が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲はその超過分の損害の賠償を請求することができる。
- 3 乙(及び丙)は、本契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。
- 4 乙(及び丙)が第1項に規定する期日内に違約金を支払わない場合には、甲は期日満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払い金額に対して法定利率の割合による遅延利息を請求することができる。

(反社会的勢力の排除)

第24条 乙(及び丙)は、自己が下記の各号の一に該当しないこと、及び今後もこれに該当しないことを表明・保証し、甲は乙(又は丙)が各号の一に該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

- (1) 乙(又は丙)が、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - (2) 乙(又は丙)の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - (3) 乙(又は丙)の親会社、子会社(いずれも会社法の定義による。以下同じ。)又は本契約履行のために使用する委任先その他の第三者が前二号のいずれかに該当すること。
- 2 甲は、乙(又は丙)が本契約の履行に関連して下記の各号の一に該当したときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。
- (1) 乙(又は丙)が、甲に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
 - (2) 乙(又は丙)が、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。
 - (3) 乙(又は丙)が、第三者をして前二号の行為を行わせること。

- (4) 乙(又は丙)が、自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
 - (5) 乙(又は丙)の親会社、子会社又は本契約履行のために使用する委任先その他の第三者が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。
 - (6) 本契約により発生する権利義務について、反社会的勢力との間で取引をし、又はその準備をすること。
- 3 乙(及び丙)は、前二項各号の規定により本契約を解除されたことを理由として、甲に対し、損害賠償を請求することはできない。
- 4 乙(及び丙)は、第1項及び第2項の規定により本契約を解除された場合には、実際に甲に生じた損害の賠償に加えて、違約金として解除部分に相当する契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

(特約条項)

第25条 本契約の履行については、本契約条項に定めるもののほか、特に必要がある場合に限り特約条項を定めることができる。

- 2 特約条項に本契約条項と異なる定めがある場合は、特約条項の定めを優先するものとする。

(紛争の解決)

第26条 本契約について、甲と乙(及び丙)との間に紛争を生じた場合には、両者の協議により決定した者に裁定を依頼し、その裁定により処理するものとする。裁定者について、協議開始後30日以内に両者の合意が成立しない場合には、東京地方裁判所が第一審専属管轄を有するものとする。

(有効期間)

第27条 第3条、第5条、第6条、第15条、第22条、第23条、第24条及び本条の規定は、本賃貸借期間満了後も有効とする。

(契約外の事項)

第28条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

<三者>

第28条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲、乙及び丙が協議の上、別途定めるものとする。